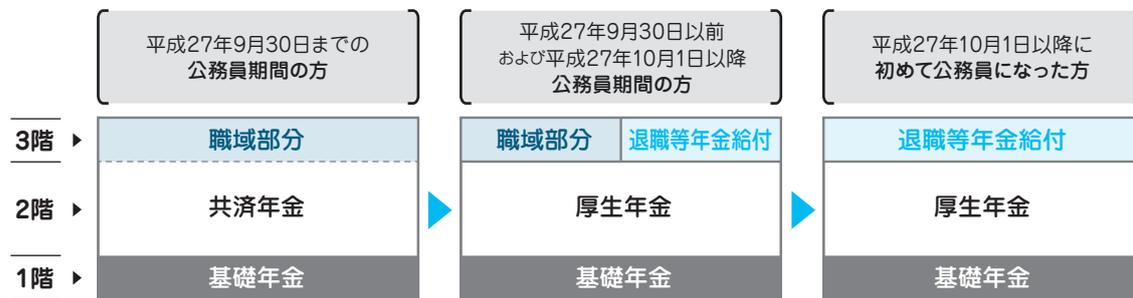


## 「退職等年金給付(年金払い退職給付)」ってなに？

平成27年10月から共済年金と厚生年金が一元化され、共済年金も厚生年金として支給されています。この制度改正により、共済年金の上乗せ部分である職域部分については廃止されましたが、新たに導入されたのが「退職等年金給付」です。「退職等年金給付」は民間の企業年金に相当するものとして導入され、公務員版の企業年金といえます。

(注)1年以上引き続き期間が必要となります。



### POINT

職域部分については、経過措置が設けられており、平成27年9月以前の組合員期間は「経過的職域加算額」として支給されます。

### 職域部分と退職等年金給付のちがい

	職域部分 (旧3階部分)	退職等年金給付 (新3階部分)
年金の性格	公的年金たる共済年金の一部 (社会保障制度の一部)	退職給付の一部 (民間の企業年金に相当)
財政方式	賦課方式 現役世代の保険料収入で受給者の給付を 賄う世代間扶養の方式	積立方式 将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ 保険料で積み立てる方式
給付設計	従来の確定給付方式 現役世代の報酬の一定割合という形で 給付水準を決める方式	キャッシュバランス方式 国債利回り等に連動する形で給付水準を 決める方式
加入期間	平成27年9月30日までの 組合員期間	平成27年10月1日以降の 組合員期間
支給開始年齢	老齢厚生年金の支給開始年齢と同じ	原則65歳
請求手続き	老齢・障害・遺族厚生年金の 請求をもって、請求した取扱いとなる	厚生年金とは、別の請求書を使用して 請求する
離婚分割	分割の対象となる	分割の対象とならない
障害・遺族年金の給付	公務および私傷病を含む (通勤災害も対象となる)	公務上の傷病のみ
年金額の単位	1円単位	100円単位
繰上げ支給	1月につき、0.4%の減額 (昭和37年4月1日以前生まれの場合は0.5%の減額)	給付算定基礎額の利子減により 年金額が減額
繰下げ支給	1月につき、0.7%の増額 1年間の待機期間あり	給付算定基礎額の利子増により 年金額が増額、待機期間要件なし

## 本年10月に年金払い退職給付(退職等年金給付)に係る 基準利率および終身年金現価率ならびに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。  
今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、ぜひ、ご覧ください。

地方公務員共済組合連合会

検索

<https://www.chikyoren.or.jp/>

トップページの「年金関連情報 ▶ 年金財政関係 ▶ 年金払い退職給付(退職等年金給付)  
▶ 地共連の定款で定める事項(基準利率等)」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会